

厚生労働省告示第百九十一号

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第五十二条及び個人情報保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）第十二条第二項の規定に基づき、厚生労働大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律に規定する権限又は事務のうち都道府県労働局長等に委任するもの、委任を受ける職員の官職及び委任の効力の発生する日を次のように定めたので、同条第四項の規定により告示する。

平成十七年三月三十一日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

厚生労働大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律に規定する権限又は事務のうち都道府県労働局長等に委任するもの、委任を受ける職員の官職及び委任の効力の発生する日

一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員の官職

厚生労働大臣の所掌に係る個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第三十二条から第三十四条までに規定する権限又は事務のうち次の表の上欄に掲げるものを、それぞれ同表の下欄に掲げる職員に委任すること。

法第二条第三項に規定する個人情報取扱事業者（以下「個人情報取扱事業者」という。）が行う雇用管
--

当該個人情報取扱事業者の主たる事務所及び当該個人情報の取扱いを行う事業所

<p>理に関する個人情報の取扱いに関する権限又は事務</p> <p>個人情報取扱事業者に該当する職業安定法（昭和二十二年法律第四百十一号）第四条第七項に規定する職業紹介事業者（同法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う者を除く。以下同じ。）が行う個人情報の取扱いに関する権限又は事務</p>	<p>の所在地を管轄する都道府県労働局長</p> <p>当該職業紹介事業者の主たる事務所及び当該個人情報の取扱いを行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長</p>
<p>個人情報取扱事業者に該当する職業安定法第三十三条の二第一項の規定により無料の職業紹介事業を行う者が行う個人情報の取扱いに関する権限又は事務</p> <p>個人情報取扱事業者に該当する職業安定法第三十九条に規定する募集受託者が行う個人情報の取扱いに関する権限又は事務</p>	<p>当該施設の主たる事務所の所在地を管轄する都道府県労働局長及び公共職業安定所長</p> <p>当該募集に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長</p>
<p>個人情報取扱事業者に該当する職業安定法第四条第八項に規定する労働者供給事業者が行う個人情報の取扱いに関する権限又は事務</p>	<p>当該労働者供給事業者の主たる事務所及び当該個人情報の取扱いを行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長</p>

個人情報取扱事業者に該当する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二十条第一項に規定する派遣元事業主が行う個人情報の取扱いに関する権限又は事務

当該派遣元事業主の主たる事務所及び当該個人情報の取扱いを行う事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長

二 委任の効力の発生する日

平成十七年四月一日